2016 年度後期早稲田大学雄弁会 2 月合宿　研究レジュメ

超克

法学部 2 年　野村宇宙

Der Mensch ist ein einzelnes Seil, das in den Abgrund hing

人間は深淵に架けられた一本の綱である

――――『ツァラトゥストラはかく語りき』
（フリードリヒ・ニーチェ、1885 年）

目次

第一章：社会認識、理想社会像、問題意識
　第一節：社会認識
　第二節：理想社会像、問題意識
第二章：本レジュメに関して
第三章：現状分析
　第一節：序
　第二節：国連を巡る現状
　　第一項：序
　　第二項：国連改革を巡る議論の変遷と現状
　第三節：地域的安全保障体制を巡る現状
第四章：原因分析
　第一節：序
　第二節：国連による集団安全保障
　　第一項：序
　　第二項：国連改革を巡る問題点
　第三節：地域安全保障体制
　　第一項：序
　　第二項：アジア・太平洋地域
　　第三項：中東地域
第五章：政策
　第一節：序
　第二節：国連安保理改革
　　第一項：二段階改革案の概要
　　第二項：具体的方策
　第三節：地域安全保障体制の確立
　　第一項：アジア・太平洋地域
　　第二項：中東地域
第六章：終わりに
第七章：参考文献

第一章：社会認識、理想社会像、問題意識

第一節：社会認識

現代社会は「国際化の進行している社会」である。国際化とは、複数の国家が相互に結びつきを強め、協調行動をとったり、より政治的、経済的、文化的に影響を及ぼし合ったりするようになることを指す。二度の世界大戦を通じて、先進国を始めとする世界の国々は、国際社会全体で国際協力体制を構築することの重要性を痛感した。そして生じた急激な国際化の進行により、20 世紀後半には普遍的国際社会が形成されていった。1945 年に国際平和の維持と、国際協力の実現を目的とする国際連合が設立されたのは、その端緒の一つだと言える。

しかし、ここで形成された普遍的国際社会は、決して完成されたものではなかった。何故なら、二度の世界大戦を経て植民地支配から解放された新興独立諸国の多くは、そうした普遍的国際社会に上手く適合できなかったからである。実際、そうした新興独立諸国が多く存在するアフリカ、アジア、中東といった地域では、紛争や貧困、テロなどの問題が大戦終結後も頻発した。2009 年に起こった紛争のうち、アジア・アフリカ地域で起こったものは 3 分の 2 以上を占めている。こうした状況は、彼らが植民地支配から解放された直後に、自分たちで近代国家を樹立し、国際的な競争経済の中で自国の経済基盤を固める、という大きすぎる課題を与えられたからこそ、必然的に起こってしまったことだと言える。

その上で、とりわけ 20 世紀の普遍的国際社会が形成される過程で生まれた新興独立諸国がひしめき合う地域において、紛争が多発している現状がある。実際、ノルウェーでの研究によると、1946 年から 2001 年の間に 225 件もの戦争あるいは武力紛争が起きたと言う。また、国連の統計によると、そうした武力紛争による死者数は 1945 年から 1992 年までに約 2300 万人以上にも上ると言う。そして、アフリカ大陸から中東、中央アジア、南アジアを経て、東南アジアに至るベルト地域が、今日紛争多発地帯と呼ばれる地域である。21 世紀になってからは、このベルト地帯の両端である南アフリカや東南アジア、欧州では安定化の傾向が生まれ始めている。しかし、ベルト地帯の中央にある中東では、「アラブの春」以来ますます不安定化してきている。こうした地域で紛争が多発してしまうのは、新たに独立した諸国が近代国家を樹立しようと試行錯誤する過程にあるからだと言える。

そして、普遍的国際社会における実質的な普遍化の完成を目指して、先進国を中心とした国々はそうした紛争多発地域における平和構築を図ることで、異質で適合しきれていない構成要素を普遍的国際社会に適合させようと支援し続けている。実際、国連によって平和維持活動にかけられる資金の年間総額は、1992 年の 1.69 億ドルから、2004 年には 2.82 億ドルに急増している。しかしその一方で、今なお紛争ベルト地帯において紛争が発生、持続しているという現状がある。

第二節：理想社会像、問題意識

私の理想社会像は「人々が安心できる社会」である。ここでいう安心とは、自己肯定感を得られている状態を指す。人々が安心し続けるためには、2 種類の欲求が継続的に満たされることを共同体が保障する必要がある。何故なら、2 種類の欲求の継続的な充足を個人で担保できない際に、共同体という個人を超えた存在による保障が不可欠だからである。そして、2 種類の欲求のうち 1 種類目の欲求は生存欲求である。ここでいう生存欲求とは、自らの生命状態を維持したいという一次的欲求のことである。また、2 種類目の欲求は承認欲求である。ここでいう承認欲求とは、他者から自らの在り方を認められたいという二次的欲求のことである。まず、生存欲求の継続的な充足が保障されることによって、人は自らの生命を阻害されることへの本能的な不安から解放される。その上で、承認欲求の継続的な充足が保障されることによって、人は他者からの承認を通じて自己肯定感を得ることができる。よって、安心するためには 2 種類の欲求が継続的に満たされることを共同体によって保障されることが必要となるのだ。

そこで、私の問題意識は「紛争」である。現在国際社会において、数多くの国や地域で紛争が続いている。紛争は共同体の存続を脅かし、機能不全に陥らせるものである。そのような紛争が継続している状況においては、共同体がそこに属する個々人の生存欲求の充足と承認欲求の充足を保障し続けることは出来ない。そのため、個々人は安心することが出来ないと言える。よって、私の問題意識は「紛争」である。

第二章：本レジュメに関して

他国からの侵略等の行為に対し、国家の安全を保障することを意味する「安全保障」には、多様な形態がある。第一次世界大戦以前の近代国際社会では、諸国家が外敵からの脅威に対して軍備を整えるとともに、他国と同盟を結んで仮想敵国に対抗する方策が講じられており、これらの個々の国家による安全保障の方式を「個別的安全保障」と呼ぶ。このような安全保障の方式は、政治学的には「勢力均衡」（バランス・オブ・パワー）方式と呼ばれ、対立する国家または国家群の間に力の均衡を図り、どちらも相手を攻撃できない状況をつくることにより、国家の安全保障を図ろうとするものである。しかし、同盟は戦争を誘発しやすいとして、第一次世界大戦の頃からその弊害が指摘されていた。加えて軍事同盟相互間の緊張が激化した結果、第一次世界大戦がもたらされたとの反省から、国際連盟の「集団安全保障」が構想された。一方で、この国際連盟は大国アメリカが加盟していない、経済制裁などの非強制的な措置しか取れないため実効力に欠けるなど、様々な問題点も指摘された。そのため、第二次世界大戦後になると国際連盟は国際連合に姿を変え、そうした問題点の解消が図られた。そして、国際連合は今日の国際社会における集団安全保障を担う機構として受け入れられている。

ところで「集団安全保障」とは、安全保障体制に参加する国のうちいずれかの国家が行う侵略などに対して、他の参加国が協力してその侵略などに対抗することを約し、国家の安全を相互に保障しようとすることをいう。例えば国際連合においては、国連憲章第 7 章が平和に対する脅威や平和の破壊あるいは侵略行為が行われる場合に、安全保障理事会の決定に基づき、加盟国が協力して非軍事的または軍事的強制措置をとることを予定しているのがそれにあたる。

そして、国連による全世界的規模の集団安全保障体制とは別に、安全保障に関する地域的な取組みとして、域内関係国間で対立国も含めた国連のような集団安全保障組織をつくる方式や、集団的自衛権を根拠とする安全保障機構や安全保障条約を創設・締結する方式、あるいは、安全保障に関する各国間の対話・協議を行う機関をつくる方式などがある。このような、主要関係国が当該地域の潜在的・顕在的対立要因を認識し、その緊張を未然に緩和したり、実際に紛争が発生した場合にはそれを解決したりする仕組みを広く指して、「地域安全保障」という表現が用いられる。冷戦期においては、集団的自衛権を根拠とする安全保障機構、安全保障条約の創設・締結が相次いだ。また冷戦後の今日においては、関係国との安全保障対話や信頼醸成措置の推進により安心感を得ることを目的とする「協調的安全保障」の進展が見られる。

「協調的安全保障」は、多義的に用いられているが、これを組織原理の一つとして明言しているのが欧州安全保障協力機構（OSCE）である。OSCE の協調的安全保障を特徴づけるものとして、①制度化された安全保障対話、②徹底した軍事的信頼醸成措置の履行（加盟国が保有する軍事力や軍事活動に関する詳細な情報交換、これを検証する立ち入り検査、軍事交流を含む）、③安全保障の包括的アプローチ（軍事のみならず、人権・基本的自由の保護、経済・環境協力等）が挙げられる。OSCE は更に、④潜在的に敵対する可能性のある国家もシステムの中に含んでいる点で集団安全保障と同じであるが、OSCE の協調的安全保障は強制措置を実施しない点で集団安全保障とは決定的に異なるとされる。こうした地域安全保障のシステムは、一つの機構だけでなくいくつかの枠組みが組み合わされ、全体として地域の安全保障が安定的に保持される。

まとめると、ポスト冷戦期である今日の国際社会では、国連による普遍的な集団安全保障機構と各地域安全保障機構、とりわけ協調的安全保障を担う機構が主な国際安全保障の担い手であると言えよう。

本レジュメは、国連による普遍的な集団安全保障体制と、各地域安全保障機構による協調的安全保障体制に関して論ずるものである。国連と地域安全保障機構が抱える問題について分析し、それらを改善するための政策論を展開することで、紛争対処の一助としたい。先の「2016 年度前期早稲田大学雄弁会 8 月合宿　研究レジュメ」においては、国際機構による紛争の再発予防・平和構築活動の方途に関して分析することで紛争という問題の解決を図ったが、今回は紛争予防・対処にあたる国際機構自身の問題点を分析し、その改善を図る。

第三章：現状分析

第一節：序

①紛争の定義、類型化

（1）定義

本レジュメにおける「紛争」の定義は、「統治、領土、利権等を巡る、異なる集団間における武力行使を用いた対立で、当事者間の武力行使の結果として戦闘による死者が 1 年間で 25 人以上になるもの」であるとする。

※Themner, Lotta, and Peter Wallensteen (2014). “Armed Conflicts, 1946-2013.” Journal of Peace Research 51(4): 541–54.を基に定義。

（2）類型化

１、国家参加型紛争	国家が紛争当事者の少なくとも一員
①国家間紛争	国家 V.S.国家
②国外紛争	国家 V.S.非国家（領土外）
③国内紛争	国家 V.S.非国家（領土内）
④国際化した国内紛争	国家 V.S.非国家（領土内）＋少なくとも一方の当事者に対する外国からの軍事援助
２、非国家主体型紛争	国家が紛争当事者ではない

紛争には主要な種類が 2 つある。政府が紛争当事者として関係する「国家参加型紛争」と、政府は参加せず、民兵や地方武装勢力、あるいは民族集団などが紛争当事者となる「非国家主体型紛争」である。

国家参加型紛争は、更に 4 種類に分類される。異なる国家同士で行われる「国家間紛争」、国家と非国家たる武装勢力がその領土の外で交戦する「国外紛争」、国家と武装勢力が国内で抗戦する「国内紛争」、そして、国家あるいは武装勢力が外国からの軍事援助を受けた場合における国内紛争の「国際化した国内紛争」である。

本レジュメにおいてはこれらを全て解決すべき「紛争」として包含する。

②発生件数

第二次世界大戦終結後も、国際社会では数多くの紛争が起こり続けている。実際、ノルウェーでの研究によると、1946 年から 2001 年の間に総計 225 件もの戦争あるいは武力紛争が起きたという。

世界の紛争は 1993 年まで概ね増加し、その数は 1946 年の約 17 件から約 54 件にまでなった。その後数は減少するものの、2009 年にも約 36 件の紛争が世界に存在し、その件数は第二次世界大戦直後の約 2 倍にもなる。

③犠牲者数

（1）直接的被害

国連の統計によると、武力紛争による死者数は 1945 年から 1992 年までに約 2300 万人以上にも上るという（この間の武力紛争数は 149 件）。この期間の年間犠牲者数は、19 世紀の約 2 倍、18 世紀の約 7 倍にも当たる。

また、1990 年以降、 武力紛争での死亡者は 300 万人を超える（UNDP の人間開発報告書 2005）。特に近年の紛争では、80～90%が軍人ではなく市民死傷者であり、そのうち 80～90%が女性や子供であるという実情がある（Lake, 1990: 4; Grant,1992: 26; Collier et al., 2003）。

（2）間接的被害

さらに、病気、飢饉、保健などのサービスの崩壊による間接的死亡者数は大抵、直接的死亡者数を大きく上回る（Stewart and Fitzgerald, 2001）。また、紛争における被害者の多くは家を離れることを余儀なくされるため、難民を多く生むという実情がある。実際、2000 年には、内戦が 2100 万人の難民と 2500 万人の国内避難民を生み出した（Norwegian Refugee Council, 2003）。

では、紛争を予防し、時に介入を行う主体である国連や地域安全保障機構はこうした国際社会の実情に対し、現在どのような状態にあるのだろうか。第二節で国連を巡る現状について、第三節で地域的安全保障体制を巡る現状について見ていきたい。

第二節： 国連を巡る現状

第一項：序

第二次世界大戦後、国連による国際秩序の維持と平和構築には多大な期待が寄せられた。従来の国際連盟と異なり、大国アメリカが加盟していることや止むを得ない場合における安保理による強制措置の行使が許されていることから、その実効性が期待された。しかし多くの期待を集めた国連も、その限界が叫ばれている現状がある。国連の組織で唯一強制力を有する安保理を動かすには、結局拒否権を持つ常任理事国（中国、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス）が首を縦に振らなければならないことがその最たるものの一つである。

安保理で実質事項について決議が有効となるには、理事国 15 か国のうち、常任理事国全てを含む 9 理事国（非常任理事国のうち最低 4 か国）の賛成を要する。これは「大国一致の原則」、つまり大国の反対により理事会決定の実効性が失われることを防ぐことを趣旨とするものである。しかし、拒否権を持つ常任理事国 5 か国のうち一国でも反対すれば他の全理事国が賛成しても否決される。これが国連安保理での拒否権である。安保理拒否権は、国

連発足以来一貫して常任理事国である五大国のみに与えられている。

これにより冷戦期には、アメリカ・ソ連が度々拒否権を行使し、国際政治の停滞と冷戦長期化の一因となったとの批判も根強い。冷戦終結後は、アメリカによるパレスチナ問題関連決議でのイスラエル擁護のための行使が目立った。これゆえ、「大国の利己主義（同盟国擁護のためのものを含む）を通すためだけの規定」との批判もある。

2007 年以降は、ロシアと中国が連携して 5 回拒否権を行使しており、新たな対立が懸念されている。3 回まではイスラエルと対立している、シリアのアサド政権非難決議への拒否権で、冷戦後はイスラエルを軸に常任理事国間の対立が起きている。大国の利害が絡むことで、国連安保理が硬直化してしまうリスクは今でも常に懸念として存在し続けているのだ。

このような実情から国連安保理改革（安保理改組）が必要なことは論を俟たない。しかし、常任理事国から拒否権という既得権益を奪うことはほぼ不可能であり、かと言って強引に奪ってしまえば力のある大国が国連を脱退してしまうというジレンマを抱えているため、この問題の解決はそう容易ではない。

では、国連安保理改革を巡る議論は今までどのようになされ、現状どのようになっているのだろうか。第二項ではそれに関して見ていきたい。

第二項：国連改革を巡る議論の変遷と現状

①1993 年～2005 年：改革に向けた機運の高まり

（1）国連での議論の始まり

冷戦の終結を受けて、国際社会の平和と安全の分野で国連が主導的な役割を果たせるよう安保理の機能強化を進めるべきとの議論が高まり、1993 年に国連総会決議により安保理改革に関する作業部会（OEWG）が設立された。

（2）1990 年代後半の機運の高まり

1997 年には、ラザリ国連総会議長（当時）が常任理事国を 5 議席、非常任理事国を 4 議席増やす具体的な改革案を提案し、1998 年にはそれまで安保理の構成国の拡大に慎重な立場を示していたアメリカが途上国への新たな常任議席付与に前向きな姿勢を示すなど、改革の具体案作成に向け、機運が高まった。

その一方で、常任理事国の拡大に反対するグループが働きかけを強めるなど、安保理改革に伴う国連憲章の改正に必要な国連加盟国の 3 分の 2 の賛成を得ることの難しさが認識された時期でもあった。

（3）2003 年～2005 年：「G4」による外交的取組み

2003 年後半から、国連が創設 60 周年の節目を迎える 2005 年に各国首脳が国連改革について政治的決定を行うべきとの機運が徐々に高まり、2004 年 9 月以降、ブラジル、ドイツ、

インド、日本（G4）で連携し、常任・非常任議席双方の拡大を目指し、各国に精力的な働きかけを行った。2005 年 7 月には、G4 を中心に作成した常任 6 議席、非常任 4 議席を新たに追加する決議案を 32 か国の共同提案国と多数の支持国を得て国連総会に提出したが、同じく常任議席の拡大を主張するアフリカ連合（AU）諸国も独自に決議案を提出し、さらに非常任理事国のみの拡大を主張するコンセンサス・グループ（UFC）などの反対運動もあり、結局いずれの決議案も投票に付されることなく、2005 年 9 月の第 59 回国連総会会期終了とともに廃案となった。

②2005 年以降：改革実現へ、議論を集約

2005 年 9 月以降、主に国連の場で安保理改革についての議論が継続されてきた。2008 年 9 月に採択された国連総会決定を受けて、2009 年 2 月から国連総会非公式本会議において政府間交渉が始まった。具体的には、新理事国のカテゴリー（常任・非常任のうち、どの議席を拡大するか）、拒否権、地域ごとの代表性、拡大数と安保理の作業方法、安保理と総会の関係といった安保理改革の様々な要素について議論が行われた。他方、参加する各グループ・国の立場の違いから、政府間交渉は長らく膠着状態にあった。

その中で、2014 年 9 月に新たに就任したクテサ第 69 回国連総会議長が、新政府間交渉議長としてラトレイ・ジャマイカ国連常駐代表を指名したことから政府間交渉は再び活性化された。ラトレイ政府間交渉議長は、各グループ・国に安保理改革に関するそれぞれの提案を提出するよう求めた。そして 2015 年 7 月、約 120 か国を代表するグループ・国が提出した立場をとりまとめた交渉文書が配布され、会期末の 9 月半ばに、同文書を基礎として次期会期の政府間交渉を行うことが、加盟国の全会一致で決定された。その後 2015 年 10 月には、新たに就任したリュッケトフト第 70 回国連総会議長（前デンマーク国会議長）により、ルーカス・ルクセンブルク国連常駐代表が新たな政府間交渉に任命された。こうして改革の機運は高まりつつあるものの、実際の改革がなされるにはまだ遠い状態でもある。

③既存の安保理改革案

従来、安保理改革案として提示された主なものに関しては、以下の図 1 を参照してほしい。また、これらの改革案はいずれも通っていないものであり、かつこれら以外にも多くの草案が提出されてきたという経緯がある。

表 1：安保理改革の主要な案一覧[1]

草案仮名称	常任理事国 / 詳細	非常任理事国 / 詳細	計	拒否権
G4案	11か国 / 現5+6	14か国 / 現10+4	25か国	新常任理事国は15年間凍結
コンセンサス連合[1]案	5か国 / 現状維持	20か国 / 現10+10	25か国	全常任理事国が行使を抑制
アフリカ連合案	11か国 / 現5+6	15か国 / 現10+5	26か国	新常任理事国にも付与
アメリカ合衆国政府案	7か国 / 現5+2（日本含む）	12〜13か国 / 現10+2〜3	19〜20か国	新常任理事国には与えない
LDC案[2]	3か国 / 現5-2	7か国 / 現10-3	10か国	全常任理事国が行使を抑制

草案仮名称	常任理事国 / 詳細	準常任理事国 / 詳細	非常任理事国 / 詳細	計
アナン・A案	11か国 / 現5+6（拒否権なし）	なし	13か国 / 現10+3	24か国
アナン・B案	5か国 / 現状維持	8か国 / 任期4年、再選可、拒否権なし	11か国 / 現10+1	24か国

第三節：地域的安全保障体制を巡る現状

①欧州・大西洋地域

冷戦終結以降、冷戦時代の遺物である NATO（北大西洋条約機構）に代わって、欧州・大西洋地域における地域安全保障の担い手として OSCE はその存在感を増しつつある。冷戦後のソ連解体やユーゴスラヴィアの解体を受け、ヨーロッパ全体を包含する安全保障の枠組みとして OSCE は現在重要性を増している。OSCE にはアゼルバイジャンやウズベキスタンなど、旧ソ連の中央アジアの諸国も含まれている。また、EU や軍事機構としての NATO 加盟国も全て OSCE に含まれている。そのことから、OSCE は「第二の国連」と言われることさえある。2014 年に表面化したウクライナ紛争などでも OSCE の役割が期

[1]「国連安全保障理事会改革」、https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E7%90%86%E4%BA%8B%E4%BC%9A%E6%94%B9%E9%9D%A9 より

待されている。以下の表 2 は欧州・大西洋地域における地域安全保障機構を指す。

表 2：欧州・大西洋地域における地域安全保障機構[2]

NATO	・ 1949 年発足 ・ 26 カ国が加盟（2004 年 4 月） ・ ソ連の脅威に対する集団的自衛権の行使を前提に創設された安全保障同盟機構 ・ 1999 年に「新戦略概念」を採択し、従来の 5 条任務（集団防衛任務）に加え、域外地域を対象とした紛争予防、危機管理等を新たな任務とした ・ 5 条任務（集団防衛任務）と非 5 条任務（平和維持・紛争解決・危機管理等） ・ ボスニアにおいて平和実施軍（IFOR）を展開 ・ マケドニアにおける停戦監視活動 ・ テロ即応部隊が発足（2003 年） ・ 2002 年「新たな NATO・ロシア関係に関する宣言（ローマ宣言）」署名。「NATO・ロシア理事会」（NRC）設立
WEU	・ 1954 年に発足 ・ 現在、10 カ国が加盟 ・ ペータースベルグ任務の EU への移管後、集団防衛任務のみ ・ アルバニア、クロアチアでの活動は 2001 年に終了
OSCE	・ 1975 年 CSCE（欧州安全保障協力会議）として発足 ・ 現在、55 カ国が加盟 ・ 東西対話の場から予防外交等の活動へと変化 ・ 欧州安定化条約の採択（1995 年） ・ 旧ユーゴスラビアでの停戦監視・選挙管理活動を行った
EU	・ 1992 年創設（EEC +ECSC +EURATOM） ・ 現在、15 カ国が加盟（2004 年 5 月に 10 カ国が新規加盟） ・ 欧州安全保障防衛政策（ESDP）の推進 ・ ペータースベルグ任務の WEU からの移管 ・ 緊急対応部隊の展開（マケドニア、ボスニア）

※ 朝日新聞 15.11.17、外務省 HP、国際法辞典、国際関係法辞典を参考に憲法調査会事務局が作成。

このように欧州・大西洋地域には CSCE から機構改革を経た機能強化をされた、OSCE を始めとする地域安全保障の体制が整っていると言える。

②アフリカ地域

アフリカには安全保障機能を有するアフリカ連合（AU）や西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）など存在し、地域安全保障体制が整えられている。まず 1993 年にアフリカ統一機構（OAU）によって紛争予防のメカニズムが制度化され、OAU は 2002 年に AU へ改組・発展された後に紛争の危機を始めとする危機対応の仕組みが制度化された。

アフリカの地域安全保障機構

①アフリカ連合（AU）

AU は数あるアフリカの地域機構の中で最大であり、1990 年代初頭以降、紛争解決メカ

[2]『「地域安全保障（憲法の視点からの FTA 問題を含む）」に関する基礎的資料』、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi049.pdf より

ニズムを強化してきた。平和安全保障分野に関しては、2003 年に AU 首脳会合の常設機関として、加盟国の紛争予防や解決に向けた取り組みを強化することを目的とする平和安全保障理事会（PSC）が設置されたほか、賢人パネル会合、早期警戒システム、アフリカ待機軍、平和基金などが設けられている。

②西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）について

ECOWAS は、1975 年に ECOWAS 設立協定によって創設され、加盟国は 15 か国を数える。当初の ECOWAS の主な目的は、加盟国間の共同市場を形成することだったが、地域安全保障を始めとする幅広い分野での協力を試み、特に 1990 年代初めに域内で紛争が生じてからその傾向は顕著となる。1993 年に同設立協定を大幅に修正し、当初協定にはなかった地域安全保障条項を加えた修正協定が調印され、1999 年には「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する議定書」が調印された。同議定書は、最高会議、調停・安全保障理事会（MSC）、事務局の機能について定めており、補助機関として ECOMOG（ECOWAS 停戦監視グループ）等に関しても規定している。

③米州地域

アメリカ大陸には米州機構（OAS）が置かれている。米州機構とは、1951 年発足した米州における唯一の汎米国際機関で、同地域の諸問題の解決にあたり中心となる機関のことである。安全保障の分野では外相協議会および常設理事会が主要活動主体であり、活動例として 1982 年のフォークランド紛争時におけるイギリスの武力行使に対する非難決議、ニカラグア内戦終了後のコントラ解体支援検証活動、米国同時多発テロに際する決議などが挙げられる。このように、米州にも地域安全保障体制が整備されている。

④アジア・太平洋地域、中東地域

現在の国際社会において、十分な地域安全保障体制が整備されていないのはアジア・太平洋地域と中東地域のみであると言える。アジア・太平洋地域では ARF が地域的安全保障共同体として進展しつつあるものの、いまだに紛争予防・対処の段階までには発展していないという現状にある。中東においても、地中海／中東安全保障協力機構（CSCME/CSCM）構想を始めとする地域安全保障レジームを構築する構想自体はあるものの具体化しておらず、中東における地域的安全保障はまだ整備されている状態とは言えない。すなわち、特にアジア・太平洋地域と中東地域において地域安全保障体制を確立していかなければならない現状があるのだ。それぞれの地域における地域安全保障の実態に関しては原因分析の章でより詳細に見ていく。

第四章：原因分析

第一節：序

第三章では、安全保障を巡る国際社会の様々な取り組みについて、「第二節：国連による集団安全保障」と「第三節：地域的集団安全保障」に分けて述べ、その問題点を分析したい。

第二節：国連による集団安全保障

第一項：序

国連は現在、193 の加盟国で構成されている。ところが、安全保障理事会はわずか 15 か国で構成されているに過ぎない。しかも、そのうち 5 か国が常任理事国で、拒否権を独占している。このような実情を踏まえ、重要な国連の政策決定機関を改革してその決定に参画したいという動きは以前もあり、1965 年に一度国連憲章が改正され、理事国の数が 11 から 15 に増えた。その時は非常任理事国の枠を拡大しただけであった。東西冷戦が終わった 1990 年代初頭には安全保障理事会の役割が急速に拡大したため、再度、安全保障理事会改革の動きが出てきた。そして、1994 年には国連総会に作業部会が出来て、それ以来審議を続けているが、今日に至るまで改革は実現していない。一体なぜであろうか。この節では、従来の国連改革を巡る議論とそこから見出される問題点を指摘したい。

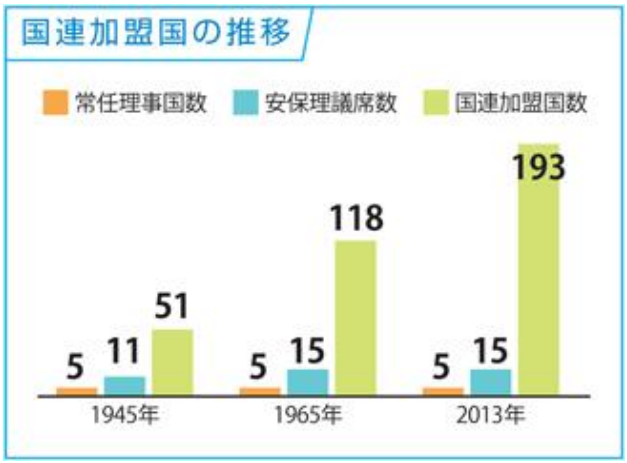

図 1：国連加盟国の推移[3]

第二項：国連改革を巡る問題点

国連改革の議論が進まない原因としては、以下の 3 点が主な問題点として指摘される。

①常任理事国の枠と拒否権の問題

まず、一つ目に「常任理事国の枠と拒否権の問題」がある。常任理事国の枠を 5 か国から増やすことには各国とも必ずしも反対ではないが、問題はいくつ増やすかである。常任理事国の一国でも拒否権を行使すると決議が採択されなくなってしまう。そのため、現在の 5 か

[3]「外務省 HP」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/kaikaku2.html より

国から何か国も増えた場合に、安保理は機能不全になるのではないかという警戒感がある。この警戒感は現常任理事国に多いが、現実の問題として途上国や各地域を代表する国々が拒否権を持った場合には国連が紛争解決に寄与できる能力がかなり低下する可能性がある。

この論点に対応するため、拒否権を撤廃・制限すべきだという意見も多くある。まず、拒否権を無くすという議論だが、そのケースでは大国が国連の立場と対立した場合などに大国が国連に協力しないことが予想される。そうなると、国連自体が弱体化、あるいは有効に機能しなくなることも考えられる。拒否権を制限するという議論も、現常任理事国が絶対的な拒否権という既得権益を制限されることになるので、中々受け入れられないだろう。拒否権なくしては国連そのものが創設されなかったことを考えると、拒否権は大国が国連に残り続ける必要悪という見方も出来る。大国の協調なくして国連は有効に機能しないので、拒否権が行使されるような事態は協調がないことを示すもので、そのような場合は国連外で問題の解決を図らなければならないことになる。

②不公平感の問題

二つ目に、「不公平感の問題」がある。2005 年には常任理事国入りを目指す日本が地域大国のドイツ、インド、ブラジルと組んで、G4 という 4 か国グループを結成し、安保理改革を進めようとした。ところが、ドイツにはイタリアが、インドにはパキスタンが、ブラジルにはアルゼンチンとメキシコ、そして日本には韓国というライバル国が対立した。同じ地域のライバル国が自分たちを置いて常任理事国入りするのは、容認できないとされたのである。彼らはコンセンサスグループと呼ばれるグループを結成して、これに約 20 か国が加わった。結局のところ、A 国には B 国の、C 国には D 国のライバル国があるため、それらの国々の間での不公平感が存在してしまうと、一つの改革案を通そうとする試みは瓦解してしまうのである。

③国連憲章改正手続きの問題

三つ目に、「国連憲章改正手続きの問題」がある。安保理改革には国連憲章改正が必要であり、加盟国の 3 分の 2 がこれを支持し、批准すれば改正が出来る。しかし、この批准には現在の 5 常任理事国の批准も必要なので、常任理事国を含む加盟国の 3 分の 2 の支持、批准が得られるかという問題が存在する。常任理事国の中でも中国は日本の常任理事国入りに反対している。また、アメリカなどは常任理事国を多く増やすことを嫌っている。先述したように、拒否権を持つ常任理事国が増えると機能不全になるという立場だ。これらより、3 分の 2 もの加盟国に加えて、中国やアメリカなどの大国を説得していくことが大きな課題となるのだ。

安保理改革の議論が進まない原因は以上の通りである。昨今では国連創設 70 周年を機に、日本をリーダーとする 4 か国グループが再度安保理改革を目指すことになった。それに従

って国連総会で政府間交渉が再開されることになったが、どこまで議論が進むかは甚だ疑問である。また、これまでにも色々な改革案が出されたが、現状分析でも述べた通りどの案も実を結んでいない。いずれも現常任理事国との間の不公平感、あるいは現在常任理事国でない国々の間の不公平感が解消できないからである。以上のような問題点があることから、常任理事国の枠の拡大を中核とした改革案は一貫して受け入れられていない状態にあるのだ。

第三節：地域安全保障体制

第一項：序

現状分析の章において先述したように、十分な地域的安全保障機構が存在しないのはアジア・太平洋地域と中東地域のみである。つまり、全世界的に地域安全保障を空白なく実現していくためには、とりわけアジア・太平洋地域と中東地域における地域安全保障体制の確立が必要だと言える。そのためこの節では、アジア・太平洋地域と中東地域に分けて、その地域安全保障体制を巡る問題点について分析していきたい。

第二項：アジア・太平洋地域

まずは、アジア・太平洋地域から見ていこう。以下の図 2 は、現在におけるアジア・太平洋地域における地域協力の枠組みである。

図 2：アジア・太平洋地域における地域協力の枠組み[4]

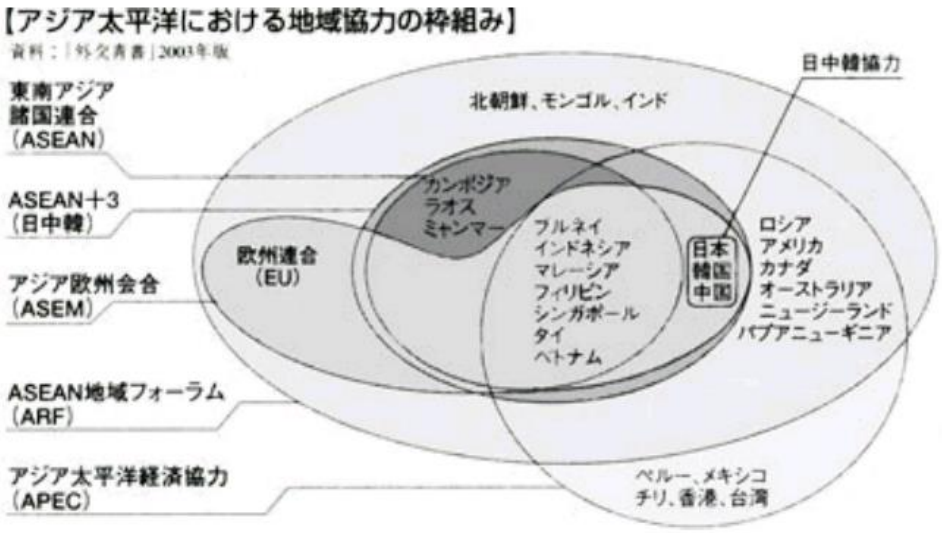

4 『「地域安全保障（憲法の視点からの FTA 問題を含む）」に関する基礎的資料』、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi049.pdf より

現在、アジア・太平洋地域においては安全保障分野における統一的な機構が存在していない。1955 年、反共防衛網として「東南アジア条約機構（SEATO)」が設立されたが、アメリカのアジア戦略の見直しなどにより 1977 年に解散している。冷戦後、従来のようなアメリカを中心とする相互安全保障防衛網に代わって、OSCE のアジア版のようなシステムを創設しようとする考え方が生まれ、拡大 ASEAN や拡大 APEC などのシステムが模索された。そのような状況の中で 1994 年より開始された ARF は、アジア・太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする全域的かつ唯一の政府間フォーラムであり、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じ、地域の安全保障環境を向上させることを目的としている。また 2007 年の ASEAN サミットでは、2015 年までの共同体設立を目指すことで合意した。

以上のように、東アジアでも安全保障共同体形成に向けた取り組みは行われてきた。しかし、ASEAN 諸国間では共通の価値観が存在せず、独自の ASEAN 方式（ASEAN way）が生まれ、これが共同体形成の妨げになっているという問題がある。これは、ASEAN による議論の方式が総花的で具体的な進捗が生み出しにくいことなどを問題視したものだ。ASEAN 専門家は「機構」に支配されることを嫌い、事務局組織を肥大化させず、柔軟な構造を保っていると述べているが、ASEAN 中心の緩い安全保障構造では緊迫化するアジア・太平洋地域の安全保障問題を支えることはできないだろう。他にも問題点として、信頼醸成の段階に留まり、積極的な予防外交などの段階に及んでいないことやアジア諸国に密接な関係を有するアメリカが ARF への参加に消極的なことなどが挙げられる。

以上から、ARF がアジア・太平洋地域における包括的な地域安全保障の担い手となるにはまだ課題が多いということが分かる。よって、こうした問題点を解消し、ARF の活用を通じてアジア・太平洋地域における地域安全保障体制を確立していくことが課題と言える。

第三項：中東地域

中東地域に地域安全保障レジームを構築する提案は、既に 1990 年代から見られ、その際に参照事例として言及されたのが OSCE であった。2000 年代になると、特に民主化支援や人権規範の普及に従事する OSCE の経験を中東地域にも拡大適用すべきとの主張が更に高まった。こうして、中東への CSCE/OSCE「移植」論が高まる中で、地中海／中東安全保障協力機構（CSCME/CSCM）構想が主張されるようになってきた。CSCME/CSCME 構想は数多くなされ、多くの中東諸国から賛同を得た。しかし、中東地域への CSCE/OSCE「移植」論が今日まで具体化しないのはなぜだろうか。いくつかの点に分けて見ていきたい。

①歴史的文脈・安全保障環境の差異

第一に、「CSCE が開催された当時の欧州と現在の中東地域の歴史的文脈や安全保障環境が大きく異なっていること」が問題としてある。CSCE は冷戦期における二極構造の下での

相互核抑止が大きな目的の一つとして発足されたものであり、現状維持こそが地域共通の利益であった。それに対して、中東地域における紛争当事者は必ずしも全てが現状維持を期待しているわけではなく、地域共通の利益は明確ではない。加えて、中東地域においては民族集団や宗教組織が紛争のアクターとして絡んでくる点で、冷戦期の欧州とは異なる。そのため、単純に移植しようとしても環境が異なるという問題が生じるのだ。

②中核的問題の未解決

第二に、「中東における中核的問題の解決がなされていないこと」が問題である。現在の中東地域は、国際問題化したシリア内戦の問題やパレスチナ問題など、中核的な問題が依然として解決していない現状にある。南オセチアやナゴルノカバラフ紛争が OSCE の活動を阻害していないように、紛争の終結が必ずしも必要なわけではないが、中核的な問題は解決の目処が立っている必要がある。すなわち、シリア内戦という紛争は必ずしも終わっていなくても、パレスチナ問題という中東に「分断」を長らくもたらしている問題は解決される必要がある。実際、欧州において CSCE が実現したのは東西ドイツの関係が正常化された後である。だとすれば、中東地域の安全保障全体を左右する、そうした中核的問題の解決が図られなければ CSCME/CSCM 構想の実現は困難であると言えよう。

③対立感情の存在

第三に、「対立感情が煽られやすい社会的状況」が問題となる。戦後欧州には、社会レベルにおいて一貫したリベラルな主張や平和主義運動が存在した。それにより、「対立から連帯へ」という理念が人々の間で共有されていた社会的状況にあったと言える。一方で、キャンプ・デービッドやタバにおける交渉の失敗は相互に向けられた深い敵意の存在を示している。将来の交渉の基盤が模索されず、拙速に CSCM/CSCME 構想を実現しようとすることは、社会的対立が起きやすい地域においては有効でない。先程の中核的問題の話とも絡んでくるが、パレスチナ問題などを巡り対立感情が煽られやすい状況にある中東地域では、CSCE/OSCE の単純な「移植」が逆効果となる懸念もある。

以上から、従来唱えられてきた CSCE/OSCE「移植」論が現実には実現困難であることが分かる。ここから、方針の転換をする必要性が導出される。すなわち、OSCE の中東への単純な「移植」を試みるより、現状ある OSCE と中東の協力関係を活用し、OSCE の「地域安全保障体制」を中東へ事実上「移植」する道を模索する方がより現実的な方針だろう。すなわち、OSCE と中東諸国とのパートナーシップ関係や中東地域における OSCE のコンセンサスグループを活用することで、OSCE 流の地域安全保障の枠組みを参考にした地域安全保障体制の模索をした方が現実的だということだ。よって「政策」の章では、その方針について具体的に検討してみたい。

第五章：政策

第一節：序

この章では第三章での原因分析を踏まえ、第二節で国連改革に関して、第三節で地域安全保障機構の改革について、それぞれの政策の具体的な内容を詳述していきたい。国連改革では、安保理改革の議論が停滞する中で現実的に実現可能性のある案とその実現方法を模索し、国連の集団安全保障体制の硬直化のリスクの軽減、大国の利害に左右される傾向の緩和を試みる。地域安全保障機構の改革では、OSCE をモデルケースとした、アジア・太平洋、中東地域での地域安全保障共同体の確立の道を模索する。これらの改革を通じて、国連による普遍的な集団安全保障体制とそれを補う形での地域安全保障機構による協調的安全保障体制を強化する。

第二節：国連安保理改革

原因分析の章で述べた国連安保理改革の議論を進める上での問題点を踏まえ、現状とりうる最善のアプローチを提示したい。それは「二段階改革案」である。以下、その概要と実現方法を詳述する。

第一項：二段階改革案の概要

図 3：二段階改革案の概要

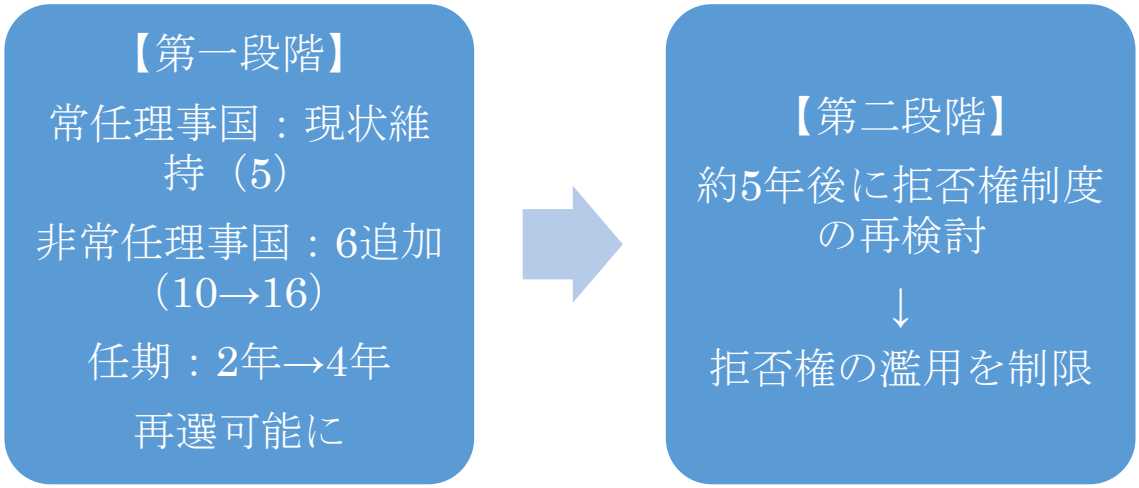

※発表者作成

①第一段階

まず、第一段階では非常任理事国の枠を改正して、現在の 10 か国から 16 か国に増加させる。そして、安全保障理事会の理事国数を合計 21 か国にする。加えて、非常任理事国の

任期を、現在の 2 年から 4 年に伸ばし、連続再選禁止条項を撤廃して再選も認める。拡大された非常任理事国の議席は、各地域に国家数に応じて分配する。これにより非常任理事国は全て選挙で選ばれることから、常任理事国との間の不公平感は残っても他の国々の間の不公平感は生まれないことになる。そうして、各国間の不公平感を最小限に抑えた状態で非常任理事国の発言権を拡大し、間接的に常任理事国の権限抑制を図っていく。原因分析でも述べた通り、国連改革に向けた意見を調整するのに最も厄介な障害の一つは、各国間の不公平感である。そこで、この第一段階では各国間の不公平感を極小化するものにした。

②第二段階

第一段階の導入後、約 5 年の移行期を経て、第二段階として拒否権に関する再検討を含めた改革に関して議論を進める。常任理事国の枠を増やすことで大国による決定権の寡占を防ごうとする提案もあるが、それでは結局のところ拒否権を与えられなかった新常任理事国が不公平感を抱えるか、拒否権を与えられた国が増えることで安保理の決定が遅延するリスクが高まるだけである。よって、拒否権を廃止か制限する形での改革が望ましい。

そして、拒否権制度をめぐる改革案には、その廃止を求めるものや制限を企図するものなど様々なものがある。しかし、国連憲章の改正に常任理事国の批准が必要である以上、拒否権制度に関するラディカルな改革が実現する可能性は極めて低い。やはり、先述したように拒否権制度には強力な現状維持の力が備わっているのである。しかし、表決手続における拒否権そのものを廃止することは困難だとしても、安保理をより民主的なものへと改革するためには、拒否権の濫用を制限する方法を検討することも必要となろう。

例えば、拒否権は 2 か国以上でなければ行使できないとするドイツの提案や、ラザリ案のように拒否権の行使を憲章第 7 章の国際の平和と安全の維持の問題に限定するという提案、さらに 1 か国が拒否権を行使した場合に安保理において再度議決を行い、安保理構成国の 3 分の 2 をもって決定を覆しうるという制度の導入など、既存の拒否権を容認しつつ拒否権の濫用を防ぐ提案について検討することが第二段階における改革として求められる。

現在も安全保障理事会の改革に関する政府間交渉が行われてはいるが、最近ではその議論も停滞してきてしまったことを鑑みると、あまり楽観視できる状況にはないと言える。実際、2016/3/10 の産経ニュースは、常任理事国枠を増やす際に新常任理事国に拒否権を認めるか否かに関して、国連における政府間調整が難航している現状を報じた。こうした状況下においては、実現可能性のある政策を確実に成し遂げることが必要である。第一段階の改革では依然として常任理事国が強い権限を独占しがちになってしまうが、非常任理事国を増やすことで少なくともそれを緩和する効果が見込める。そして、第二段階の改革案も拒否権の濫用を防ぐための制度設計という形でなら、大国にも受け入れられる可能性はある。よって、二段階改革案による漸進的な安保理改革というアプローチが妥当であると考える。

第二項：具体的方策

この案を実際に可決へ導くために、国連での議論と各国への交渉を進める上で必要な具体的方策としては、以下の 2 点が挙げられる。

①議論の機会創出

まず一つ目は、「議論の機運を高めること」である。これまでも、国連安保理改革の議論が進んできたのは、安保理や国連に対する信頼感が薄れたことなどが原因で、安保理改革に関する議論の機運が国際社会で大きく高まったときである。その時にこそ、安保理改革の議論は大きく進んできた。そのため、まずは日本政府が率先して安保理改革の議論をするようなムーブメントを起こしていくことが必要だと言えよう。そのためには、国連に加盟している各国に呼び掛けていく必要がある。実際、安保理改革に関する政府間調整が停滞してしまっている現状を鑑みると、国連で議論の機運を高めることは不可欠だと考えられる。

②多数派の形成

二つ目は、「各国を味方につけること」である。「全常任理事国が拒否権を行使しないこと」と「加盟国の 3 分の 2 以上の賛成」という条件を満たすには、5 常任理事国と 3 分の 2 以上の加盟国に少なくとも「反対させない」ようにするための交渉をする必要がある。現状、国や地域によって改革案が乱立している状態（主要なものは AU 案、G4 案、UFC 案だが、実際は更に多くの案が存在する）であり、そのような現状では一つの改革案を可決に導くことはできない。それゆえ、日本政府が各国と交渉し、自らの通したい案に反対させないようにすることが必要である。そのためには、経済的なインセンティブを与えるなどの取引も必要となる。具体的には、発展途上国への ODA や経済開発援助の約束を取り付けることや、先進国と経済協定を結ぶことがその一例である。要するに、経済的インセンティブなどの交渉のカードを用いた「多数派工作」をしなければならないということだ。

第四節：地域的安全保障体制の確立

第一項：アジア・太平洋地域

原因分析でも述べたように、アジア・太平洋地域では、欧州・大西洋地域における OSCE ほど包括的な協調安全保障のための共同体が形成されているわけではない。よって、アジア・太平洋地域においても OSCE をモデルケースとしながらアジア版 OSCE を設立していく必要がある。具体的には現在の ARF の機能を強化していくことをもって、アジア版 OSCE を事実上実現することが考えられる。ARF が今後着実に予防外交・紛争の解決へと発展していくならば、東アジア諸国のアメリカとの二国間安全保障体制網およびアメリカ軍のプレゼンスへの依存の度合いを減らすことができるだけでなく、OSCE が存在する欧州などと同様に、東アジアにおいても重層的な安全保障体制の構築へと前進することが可能になろう。こうしたことから、ARF の更なる発展が望まれる。そして、その具体的

な方策については以下の 3 点を挙げる。

①紛争予防・対処に関する共同研究

ARF は創設後、関係各国間の信頼醸成のために緩やかであるが着実に成果を上げてきた。しかし、信頼醸成の次の段階である予防外交と紛争の平和的解決については、ARF 議長国の役割など信頼醸成に関わる分野以外では、目に見える成果が上がっているとは言い難い。したがって、既にシンクタンクなどからも指摘されているように、今後 ARF は国境を越えた犯罪、紛争予防、テロ防止、海上の安全、人身売買、麻薬、救難、災害復興支援、感染症予防など具体的な分野において協力を進めるため、各国の専門家を集めて共同研究などに取り組む必要がある。この共同研究を通じて方法論が確立されれば、「信頼醸成」から「予防外交」、「紛争へのアプローチ」の段階に発展していくことができる。加えてそのためには、今までのような総花的な議論ではなく、アジア・太平洋地域における域内対立問題に正面から向き合った議論がなされる必要があるだろう。

②ASEAN 方式の改善

ASEAN 諸国以外の ARF 参加国からは、ASEAN 方式に基づく会議運営が非効率的である、討議が総花的で実質的な安保協力からは程遠いといった不満が出されている。これに対して ASEAN 側は、「ないものねだりである」という反論をしている。本フォーラムが ASEAN の枠内で行われている限り、ASEAN 流の会議運営が行われるのはやむを得ないし、よりよい方策があるわけでもないという主張だ。

しかしながら、現在 ARF 参加国は非 ASEAN 諸国がその過半数を占めている。このことからも、ASEAN が運営を占有するのではなく、非 ASEAN 諸国も運営に参加すべきであることは明らかだ。今後は、「議長権限の明確化」や「ASEAN 諸国と非 ASEAN 諸国による共同議長制の導入」、「加盟各国の指示を受けない中立的な立場で関係業務を行う常設事務局の設置」（常設事務局の設置により、多様・広範な活動における恒常的・緊急的な対応が可能となる）といった制度化が検討されるべきである。更に、ASEAN の枠内での会議という位置付けから一歩抜け出して、APEC や東アジア首脳会議ともタイアップし、閣僚レベルだけでなく「首脳レベルの会合を行うこと」も検討されるべきだ。また、こうして ASEAN 方式からの脱却を図る上では、OSCE の会議方法をモデルケースとすることが考えられる。

③アメリカ・中国の積極的な参加の促進

今後の ARF の発展にとって欠かせないことの一つが、アメリカの積極的な参加である。1990 年代、米国のクリントン政権は成長著しい東アジアとの関係を重視して欠かさず参加し、各国との安全保障対話を行ってきた。ところがブッシュ政権以降、明確に ARF がアメリカの安全保障に不可欠のものであると認識されてはいないように見受けられる。

現に、ライス国務長官（ブッシュ政権当時）は 2 回 ARF 閣僚会議への参加を見送った。まして、日米同盟という片務契約を負う必要はないとして「アメリカファースト」を掲げる現在のトランプ政権には、ARF への積極的な参加に関してアジア側から強く働きかける必要があるだろう。

東アジアの安全保障にとって不可欠なアメリカが、東アジア諸国との対話に参加しないことは地域の安定にとっても利益とはならない。事実、アメリカ国内では同国の ARF 不参加により東アジアの安全保障へのコミットメントが低下するとして、ARF への積極的な参加を求める意見も出されている。ARF へのアメリカの積極的な参加と東アジアの安全保障に対する同国のコミットメントにより、中国の台頭と東南アジアにおける同国の影響力の増大を感じている ASEAN 諸国のもつ不安感を和らげる効果も期待できよう。

また、専門家も指摘するように中国が東アジアの安全保障にとって重要な国であることは事実であり、ARF への中国の積極的な参加を確保することも、ARF の発展にとって不可欠である。

参考資料として、以下の図 3 は現 ARF・ASEAN 加盟国であり、表 4 は ARF の概要を示している。

図 3：ARF、ASEAN 加盟国[5]

※黄色：ARF 加盟国、赤色：ASEAN 加盟国

[5] 「東南アジア諸国連合地域フォーラム」、https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9D%B1%E5%8D%97%E3%82%A2%E3%82%B8%E3%82%A2%E8%AB%B8%E5%9B%BD%E9%80%A3%E5%90%88%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%83%A9%E3%83%A0 より

表 4：ARF の概要[6]

ARF 28

	毎年夏に開催。閣僚会合を中心とする一連の会議の連続体であり、事務的機能をもつ組織体ではない。コンセンサスを原則とし、自由な意見交換を重視している。
	「信頼醸成の促進」→「予防外交の進展」→「紛争へのアプローチの充実」という 3 段階のプロセスを設定して漸進的な進展を目標としている。現在の段階は、「信頼醸成の促進」→「予防外交の進展」への過渡期にあると考えられている。
	1994 年以降、10 回の閣僚会合を開催。2003 年 6 月にプノンペンで開催された第 10 回閣僚会合では、中国が「ARF 安全保障政策会議」の創設を提案し、また議長声明では、①朝鮮半島の非核化への支持、②ミャンマーの民主化の期待などが盛り込まれた。
	・対話の率直度は増加しており、参加国自身を当事者とする問題を含めて、率直な意見交換を行う慣習が生まれつつある。 ・アジア太平洋地域における安全保障面での対話と協力の場として緩やかではあるが、着実に進展している。 ・「テロ資金対策」及び「国境管理」に関する声明がまとめられるなど、テロ対策において実務的な協力が進められている。

第二項：中東地域

現状分析でも述べた通り、中東地域でも地域安全保障体制は整っていない。アジア・太平洋地域における ARF の発展に加えて、いずれは中東地域でも協調安全保障を担う地域安全保障共同体を発展させていくことが望まれる。原因分析でも述べた通り、単純に OSCE を中東へ移植するという構想だけでは、中東における地域安全保障体制を実現することはできない。そのため、OSCE の「移植」ではなく、OSCE を通した既存の域外協力の枠組みを強化・活用することで、中東に事実上「地域安全保障体制」を「移植」することが現実的な方針だと考えられる。それは小さなインパクトにも思えるが、ヘルシンキ・プロセスが欧州の冷戦を中長期的に終結させたように、中東地域にも「協調安全保障」を徐々に浸透させる OSCE の既存の枠組みに期待する方が現実的だということだ。

そのためにも、EU の協力も必要となってくる。EU はこれまで独自に協調安全保障に関する蓄積を行ってきた。EU の欧州・地中海パートナーシップ・プロセス（バルセロナ・プロセス）や ENP は、非軍事的な側面を含む広範な領域における政治対話や相互理解を図ることを企図するものであり、OSCE と同様に三つの側面での活動を重視している。EU はその経済的なパワーによって、中東地域の自発的な改革を促すことが可能な立場にある。いわば中東が欧州式の地域安全保障体制を受け入れるための、「アメ」を与えられるということだ。よって、OSCE が積み重ねてきた規範を中東諸国が自発的に適用す

6 『「地域安全保障（憲法の視点からの FTA 問題を含む）」に関する基礎的資料』、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi049.pdf より

るのを促すようなOSCEとEUの協働により、中東地域に欧州の経験を浸透することが求められる。具体的な協働の方策としては、OSCEがEUとの政策調整・役割分担を進め、EUが実施するENP行動計画とOSCEの安全保障原則をリンクさせることが考えられる。

その上で、OSCEと中東地域の域外協力の枠組み強化・活用の具体的な方策については以下に詳述していきたい。

①パートナー関係の強化

OSCEは中東地域において、既にいくつかの地中海諸国と協力関係を構築している。具体的には、アルジェリア・チュニジア・エジプト・イスラエル・モロッコ・ヨルダンとの間に制度的関係を構築しており、これらの国々はパートナーとしての地位を保持してきている。パートナー諸国は閣僚理事会へオブザーバーとして代表団を派遣でき、事務総長との会合などの機会も設けられている。また、年に一回開催されるOSCEの安全保障履行会議や人的側面履行会議についても参加が認められる。それ以外にも、1998年以降は現場レベルでの選挙監視ミッションへの参加がパートナー諸国に呼びかけられている。1999年にはボスニア・ヘルツェゴヴィナに対するOSCEミッションにパートナー諸国が参加し、OSCEの現地活動をパートナー諸国が理解する機会となった。このように、パートナー諸国はOSCEの具体的な活動や協議を身近に観察することができる立場にあるため、大きな影響を受ける。そのため、今後は他の中東諸国との関係強化も行っていく必要がある。実際、現状は湾岸地域を含む他の中東地域との関係は薄弱な実情にある。OSCEが他の中東諸国ともパートナー関係を構築し、関係を強化していくことが政策として必要だと考えられる。

②コンタクト・グループの活用

1994年以降、OSCEは地中海諸国とコンタクト・グループを結成している。これは非公式なグループであり、情報交換を行うとともに、安全保障に関する規範や原則をグループに理解してもらうことが大きな目的となっている。同グループの会合は年に数回非公式で行われ、通常は大使クラスが参加する。

また、毎年開催されるOSCE地中海セミナーも関係地域に関する情報共有の手段として重要になっている。このセミナーも参加国へ安全保障問題に関するOSCEの取り組みを理解してもらうために開催されているものだ。セミナーのテーマは国境管理や対テロ活動、紛争予防、警察関連活動など多岐に渡る。2008年には「地域安全保障に対するOSCEのアプローチ：地中海にとってのモデル」というテーマでセミナーが実際に開かれた。その際には安全保障の包括性が討議されたほか、信頼醸成措置や対テロ活動についての議論も行われた。セミナーには通常高官レベルの代表が派遣されるが、国際機構の関係者やNGOの出席もある。こうしたOSCEの活動を地中海諸国に理解させる取り組みに関して、他

の中東地域の国々にも参加を呼び掛けていくことが必要だと考える。

以上の 2 点を通じて、中東に OSCE の地域安全保障を事実上「移植」していき、中東に地域安全保障体制を確立していきたい。2003 年のマーストリヒト会議以降、OSCE は地中海沿岸諸国以外の中東諸国とも関係を構築していく必要性についてしばしば言及してはいるが、同年にイスラーム諸国会議機構とアラブ連盟が OSCE を訪問した以外では、目立った成果を上げていない。欧州としてもテロリズムへの対処や紛争を原因とする難民問題の解消の必要性を鑑みると、中東地域と協力関係を構築し、その安定を図ることには大きなインセンティブが存在する。そのため、今後は OSCE の側から働きかけを強め、中東との関係強化を図っていくことが望まれる。

第六章：終わりに

本レジュメでは、国連による集団安全保障体制と地域安全保障機構による協調安全保障体制の問題点を解消することで、紛争という問題の解決に寄与することを図った。これらの安全保障はいずれも、国際共同体・地域共同体という国家より上位の共同体が概念上存在することを仮定し、それによる秩序維持を期待した制度である。この制度が十全に機能するためには、国家同士が国際共同体・地域共同体の共通の利益のために協力し合い、他国に対する侵害行為を行わないという約束を確実に履行することが不可欠である。国連による集団安全保障体制は第二次世界大戦後に構築されていった制度であるし、地域安全保障機構による協調安全保障体制も本格的に構築されていったのは冷戦終結以降である。つまり、どちらも「戦争の歴史」と呼ばれる人類の長い歴史から見れば随分と年齢の若い制度であることが分かる。

レジュメの冒頭でも述べた通り、国連による集団安全保障体制は個別的・集団的自衛権の行使と国連軍による武力の行使を除く、あらゆる武力の行使を原則として放棄しているし、地域安全保障機構による協調安全保障体制は主として非軍事的手段による安全保障を志向している。いずれも、武力行使の容認は際限のない安全保障のジレンマを克服しえず、「真の平和」を達成しえないのではないか、と考えた人類が新たに生み出した安全保障の形態である。まだ年齢が若いこともあって当然問題点も多く包含はしているが、極力武力に頼らない形での安全保障を求める人々に一筋の曙光（aurora）をもたらすものとなったように思える。

「人間は深淵に架けられた一本の綱である」とはフリードリヒ・ニーチェの言葉であるが、彼の指摘する通り人間は「中間的存在」であると言えよう。常に人間は、二者択一の選択肢の狭間で揺れ動き、葛藤し続ける存在であるということだ。そして、ニーチェは「人間は超克されるべき存在である」とも述べている。人間は中間的存在

ではあるが、常に起こり続ける二項対立の中での葛藤を克服し、自らを超克していくことができる存在なのである。「あらゆる武力を放棄して、真の平和を実現したい」という理想と、「侵害の危険は決して消えないから、武力は放棄できない」という現実の狭間で葛藤してきた人類は、その歴史の中で多様な安全保障の形態を生み出し続けてきた。それは人類による葛藤の、そして人類自身の超克の歴史なのだと思う。

第七章：参考文献

・「冷戦後ヨーロッパの安定と安全保障共同体の拡大 ―OSCE を通した協調的安全保障概念の国内制度化―」、笹井篤、2013 年、政治学研究 43 号
・「東アジアの安全保障と多国間協力　～ARF の意義と今後の課題～」、松井一彦、2007 年、立法と調査 No.273
・「安全保障をめぐる地域と国連」、日本国債連合学会、2011 年、国際書院
・「国連安全保障理事会　その限界と可能性」、松浦博司、2009 年、東信堂
・「欧州安全保障協力機構（OSCE）の危機低減措置と安全保障対話　制度・実態とアジア太平洋地域への適用可能性試論」、植田隆子、2014 年、国際基督教大学
・「集団安全保障の本質」、柘山堯司、2010 年、東信堂
・「ASEAN35 年の軌跡　ASEAN Way の効用と限界」、黒柳米司、2003 年、有信堂高文社
・「中東の予防外交」、吉川元ら、2012 年、総合叢書

・『視点・論点「国連安保理改革への道」』、http://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/229355.html、2017/2/3 閲覧
・「全欧安全保障協力機構」、http://www.y-history.net/appendix/wh1701-021_1.html、2017/2/3 閲覧
・「外務省 HP」、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/un_kaikaku/kaikaku2.html、2017/2/11 閲覧
・『安保理改革めぐり集中討議、約 30 国・グループが独自案を説明　議長が「交渉文書」作成へ』、http://www.sankei.com/world/news/150516/wor1505160039-n2.html、2017/2/11
・『「地域安全保障（憲法の視点からの FTA 問題を含む）」に関する基礎的資料』、http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi049.pdf、2017/2/11 閲覧
・「国連安全保障理事会改革」、https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E9%80%A3%E5%90%88%E5%AE%89%E5%85%A8%E4%BF%9D%E9%9A%9C%E7%90%86%E4%BA%8B%E4%BC%9A%E6%94%B9%E9%9D%A9、2017/2/12 閲覧

・「東南アジア諸国連合地域フォーラム」、https://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%9D%B1%E5%8D%97%E3%82%A2%E3%82%B8%E3%82%A2%E8%AB%B8%E5%9B%BD%E9%80%A3%E5%90%88%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%83%95%E3%82%A9%E3%83%BC%E3%83%A9%E3%83%A0、2017/2/12 閲覧
・「国連安保理改革、拒否権めぐり意見隔たり　政府間交渉は難航へ」、http://www.sankei.com/world/news/160310/wor1603100021-n1.html、2017/2/17 閲覧